

有価証券関係情報

●有価証券関係

●満期保有目的の債券

該当ありません。

●子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	平成28年9月30日			平成29年9月30日		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	-	-	-	-	-	-
関連会社株式	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成28年9月30日	平成29年9月30日
子会社株式	2,619	5,619
関連会社株式	103	103
合計	2,723	5,723

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

		平成28年9月30日			平成29年9月30日			
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	583,221	157,701	425,520	855,172	170,092	685,080	
	債券	国債	1,957,393	1,912,773	44,619	1,407,043	1,382,078	24,964
		地方債	877,698	851,074	26,624	572,912	559,189	13,722
		短期社債	352,776	342,760	10,015	323,065	316,376	6,689
		社債	-	-	-	-	-	-
		726,918	718,938	7,979	511,065	506,512	4,552	
	その他	175,293	168,905	6,387	120,931	117,615	3,316	
	外国債券	125,349	123,419	1,930	44,920	44,568	352	
		49,944	45,486	4,457	76,011	73,047	2,963	
	小計	2,715,909	2,239,381	476,527	2,383,148	1,669,786	713,361	
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	16,709	19,007	△ 2,297	6,236	6,740	△ 503	
	債券	国債	74,504	75,030	△ 526	399,117	401,711	△ 2,594
		地方債	20,699	21,035	△ 336	26,847	27,710	△ 863
		短期社債	21,582	21,649	△ 67	202,828	204,000	△ 1,172
		社債	-	-	-	-	-	-
		32,222	32,345	△ 122	169,441	170,000	△ 558	
	その他	42,830	43,316	△ 486	195,591	200,468	△ 4,877	
	外国債券	20,737	20,843	△ 105	140,626	142,873	△ 2,247	
		22,092	22,472	△ 380	54,965	57,595	△ 2,630	
	小計	134,043	137,354	△ 3,310	600,945	608,921	△ 7,975	
合計	2,849,952	2,376,735	473,217	2,984,093	2,278,707	705,386		

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成28年9月30日	平成29年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	2,829	2,931
その他	1,732	2,619
合計	4,561	5,551

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。
前中間期において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

●減損処理を行った有価証券

(平成28年9月中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

(平成29年9月中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、6百万円(すべて社債)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

●金銭の信託関係

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

●その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成28年9月30日	平成29年9月30日
評価差額	473,217	705,386
その他有価証券	473,217	705,386
その他の金銭の信託	-	-
(△)繰延税金負債	△ 142,938	△ 213,805
その他有価証券評価差額金	330,278	491,580